平成２７年（フ）第４５号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野3230番地50、前住所鹿児島市坂之上７丁目２番12号
債務者　上柿　　勉
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第８６号
鹿児島県志布志市志布志町志布志２丁目９番17号　Ｈ＆Ｚｓｔａｇｅ　Ｃ号
債務者　東　　愛
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
富山県射水市港町３番８号
債務者　生地　道子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第８５号
富山県高岡市伏木矢田22番地４　アンセリア202号
債務者　前田紀美子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第２２１号
金沢市諸江町下丁418番地２
債務者　鈴木　郁美
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２８号
山梨県甲府市国母８丁目13番10号　11号室、前住所山梨県甲府市国母８丁目13番10号　６号室
債務者　堀内　智也
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１５号
三重県四日市市釆女町869番地１　パビリオンウネメ１Ｃ、前住所三重県津市芸濃町椋本3533番地２　ロイヤル・ふじ309号
債務者　エコポリスこと　山本　俊章
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２２１号
三重県四日市市富田浜町17番８号　ＪＩＮハイツ富田浜５Ｂ
債務者　里中　喜慶
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
三重県四日市市富田浜町17番８号　ＪＩＮハイツ富田浜５Ｂ
債務者　里中　睦子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
三重県四日市市松原町12番２号　ポラリスハイツ202
債務者　山田ちえみ
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第５７９号
京都市山科区西野大鳥井町118番地118
債務者　鵜川　真弓（旧姓髙原）
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６４２号
京都市北区小山上板倉町32番地１　ベルエキップⅠ　101
債務者　吉岡　　葵
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８３４号
京都府八幡市男山金振23番地15　105
債務者　大野　雅己
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８５６号
京都市左京区一乗寺高槻町15番地　三洋ハイツ203、前住所京都市左京区一乗寺堂ノ前町11番地３
債務者　徳山健一こと　鄭　　松均
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８５８号
京都市西京区嵐山茶尻町30番地　コーポ嵐山Ⅱ　1103、前住所京都市西京区嵐山茶尻町24番地５
債務者　飯田　町子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９０８号
京都市伏見区淀際目町345番地　市営住宅１―202
債務者　若松　幸代
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４３７号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番６―514号
債務者　夛田　　幸
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係